

随意契約の基準

国立研究開発法人産業技術総合研究所会計規程

第6章 契約

(契約の方法)

第30条 契約担当職は、売買、貸借、請負その他(他の所掌に属するものを除く。)の契約を締結する場合においては、次項及び第3項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

2 (略)

3 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、随意契約によるものとする。

4 契約に係る予定価格が少額である場合その他要領で定める場合においては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、要領の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

契約事務取扱要領

第4章 随意契約

(随意契約によることができる場合)

第26条 会計規程第30条第4項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 研究所の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 五 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。
- 六 予定賃借料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約で予定価格が100万円を超えないものをするとき。
- 八 運送又は保管をさせるとき。
- 九 沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人のうち財務大臣の指定するものとの間で契約をするとき。
- 十 研究所の需要する物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品を売り払うとき。
- 十一 外国で契約をするとき。
- 十二 国、研究所以外の独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方公共団

体その他の公法人、学校教育法第2条2項に規定する国立学校及び公立学校と契約するとき。

十三 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者売り払い、貸し付け又は信託するとき。

十四 研究所が研究所以外の者に委託した試験研究の成果に係る特許権及び実用新案権の一部を当該試験研究を受託した者に売り払うとき。

十五 有形固定資産等を無償で譲渡又は貸し付けるとき。

十六 慈善のために設立された救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借り入れ又は慈善のために設立された救済施設から役務の提供を受けるとき。

十七 前各号に掲げるもののほか、別紙に掲げるとき。

別紙(第26条関係)

- 1 契約の相手方が法令等により明確に特定されるものであるとき。
- 2 研究所が行う実験の結果について国際的な審査、認証を行う場合その他研究開発を行う場合に用いることが不可欠な代替性のない特殊な機器又は材料であって、供給者が一に限定されるとき。
- 3 研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されるとき。
- 4 研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されるとき。
- 5 研究所が研究所以外の者と共同で研究を行う場合において、当該共同研究先の機関が使用する特殊な機器、材料、ソフトウェア又は役務作業との整合性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務の契約であって、その供給者が一に限定されるとき。
- 6 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- 7 研究所の情報システムのプログラムの改良又は保守を行う場合において、当該プログラムの著作権その他の排他的権利に係るプログラム若しくは特定役務の契約であって、当該調達の相手方が特定されるとき。
- 8 特許権、実用新案権その他の知的財産権の権利者が他者にその実施を許諾していない場合その他の実施者が一の場合における権利の実施を伴う工事、製造その他の請負契約又は物品の買入をするとき。

- 9 特定の場所でなければ研究所の業務を行うことが不可能であることから、供給者が一に特定される土地や建物を購入又は賃借契約(当該契約に付随する契約を含む。)するとき。
- 10 官報原稿の入稿
- 11 電気、ガス若しくは水又は電気通信役務について、供給又は提供を受けるもの(供給を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)
- 12 研究所の業務の目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるとき。
- 13 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍又は電子書籍を購入するとき。
- 14 公共の安全の確保又は人命の保護等のため緊急の必要により競争に付することができないとき。
- 15 特定の物品の購入に当たり、当該物品の数量が限定されており、当該物品をめぐる環境の変化により、急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約しなければならないおそれがあるとき。
- 16 研究所以外の者の行為を秘密にする必要があるとき。
- 17 国等の委託事業の公募に際し、研究所が再委託先を明記して応募し採択された受託研究契約に基づく再委託先の機関と契約するとき。
- 18 研究所が行う受託研究の相手先より、あらかじめ供給者として指定されている供給事業者と契約するとき。
- 19 研究所があらかじめ公募又は企画競争の手続きを行い、供給者が一に特定されたとき。
- 20 賃貸借契約において、造作又は設備の新設、付加、除去、改造、供給能力変更、取替その他貸室又は本建物の現状の変更を行うに際して、賃貸人から予め指定されている者と契約するとき。